

## 関係法令抜粋（配慮書）※都市計画特例による読替規定を適用したもの

### 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

（配慮書についての意見の聴取）

第三条の七 都市計画決定権者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

- 2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

### 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年建設省令第 10 号）

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第十一条 都市計画第一種道路事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

第十二条 第一種道路事業都市計画決定権者は、都市計画第一種道路事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第十四条 第一種道路事業都市計画決定権者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

- 2 関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種道路事業都市計画決定権者が定める期間内に、第一種道路事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。

### 広島市環境影響評価条例（平成 11 年広島市条例第 30 号）

（法の規定に基づく市長の意見）

第三十七条 市長は、法第三条の七第一項、法第十条第二項又は法第二十条第二項の規定により市長の意見を求められたときは、審査会の意見を聴き、書面により意見を述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、同項の書面の写しを公告の日から起算して 2 週間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。